平成２９年（フ）第２１号
兵庫県明石市王子２丁目６番15号　オークヒルズ山口101号、前住所兵庫県明石市硯町１丁目５番22―301号
債務者　守山　友美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
神戸市西区玉津町西河原329番地　レオパレスハッピーハウス203号
債務者　國光　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
神戸市西区北別府４丁目13番地の11　秋定マンション201号、前住所神戸市垂水区清水が丘３丁目３番10―202号
債務者　林　　惠子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県明石市中崎２丁目２番８―502号
債務者　森本　真弓
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８０４号
千葉県野田市中野台303番地　（コーポアーサー203）
債務者　大河内美智恵（旧姓安原）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９３号
千葉県柏市藤心１丁目27番６号
債務者　鈴木**恵**美子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１号
広島県福山市田尻町2227番地３　メゾンシーサイド102
債務者　渡邉　拳太
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７号
熊本県水俣市初野220番地　初野団地２棟４号、前住所熊本県葦北郡芦北町大字湯浦1238番地
債務者　今村　祐輔
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１７号
山口県防府市大字江泊1127―３　アルソーレＡ棟102号室、住民票上の住所山口市小郡下郷321番地６　サンヨーハイツ小郡第一　303号
債務者　藤井　義弘
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福島県郡山市山根町９番18号
債務者　上野由里子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県洲本市宇原1564番地　吉田住宅
債務者　喜納　安枝
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
高知県四万十市中村於東町38番地３、旧住所高知県四万十市中村東町三丁目９番５号
債務者　小池　一史
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第８号
佐賀県唐津市厳木町岩屋1077番地38　新屋敷64号
債務者　内田　一貴（旧姓南里・松永）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地９　岩屋市営住宅91号
債務者　江浦　正枝（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１７号
佐賀県唐津市久里686番地33
債務者　木村奈津子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１８号
佐賀県唐津市相知町中山3470番地23
債務者　嶋谷　朝子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部